

## 社会保険行政における法令遵守の徹底について

- 今般、国民年金保険料の免除等の手続に関し、多くの社会保険事務局・社会保険事務所において、法令等に違反する不適正な事務処理が行われていたことが明らかとなり、再び社会保険庁に対する国民の皆様の不信感を招くとともに、年金制度に対する信頼感を大きく揺るがす事態となったことは、極めて由々しき問題である。
- 今回の問題によって、職員の間での法令遵守意識が不十分であることが改めて明らかになったところであるが、公務員として、法令等に定められたルールに則って業務を進めることは当然の責務であり、この点について早急に是正し、その徹底を図る必要がある。
- 特に、社会保険行政は、国民の皆様の生活に密接にかかわる重要な権利義務を取り扱うものであり、法令遵守に関しては、慎重な対応が求められる行政分野である。  
とりわけ、社会保険制度では、被保険者等の保険料免除や給付に関する行政処分は、本人の申請・請求に基づいて行うことが原則となっており、法令に根拠が存在しなければ、行政側がこれらを職権で処分することはできない。  
すなわち、職員が、事務処理上の利便を優先し、被保険者等からの申請等に基づく手続を省略することは許容される余地はなく、また、行政側で本人の意思を恣意的に解釈したり、あるいは、本人の意思確認を行ったのみで、申請等の行為がなされていない段階で、本人の権利に係る処分やデータの書き換え等を行うことは、関係法令等に違反するものである。
- 今回の事案の反省に立ち、全ての職員が、法令に基づく行政遂行の原則を再確認し、これまでの業務の進め方を点検の上、今後、法令遵守の意識を常に持って、日常業務にあたらなければならない。

### 1. 今般の不適正な事務処理の問題点について

<どのような点が問題か（現時点における整理）>

- ① 個々人の申請の意思を確認しないまま承認手続を行ったもの（第 1 次調査報告書の（1）の類型）は、国民年金法に明確に違反する法律違反の事務処理である。

- ・国民年金法第90条第1項等において、免除等は被保険者等からの「申請があったときは」としており、国民年金法施行規則第77条第1項等において、免除等は「申請書を社会保険事務所等に提出することによって行わなければならない。」としていることから、「(1)の類型」のように、「申請がない場合」の免除は、明らかな国民年金法違反である。
- ・事前に「免除の希望がなければ連絡してください。連絡がなければ申請を行うことに同意したものとみなします」と通知して、連絡が無かった方について、免除処理をしたもの、あるいは、先に免除処理をしてから、承認通知書に「ご連絡をいただければ承認の取り消しを行います。」としたものなどの事案が判明したが、これでは、申請意思を確認したことにならない。本人の申請意思によるという基本が欠落している。

② 一方、電話等により個々人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行ったもの（第1次調査報告書の(2)の類型）は、課長通知の定め反する手続違反の事務処理である。

- ・「申請全額免除等に係る手続の簡素化の取扱いについて（通知）」（平成17年7月1日付け庁保険発第0701001号社会保険庁運営部年金保険課長通知）において、申請書の様式が定められており、様式中において、署名又は記名押印を求めていることから、手続違反の事務処理である。

③ オンラインシステムのデータは、個々人の年金の権利に結びつく記録であり、刑法等にも規定されているような高い法的保護の対象である。  
事務上の都合で勝手に書き換えることは、絶対に許されるものではない。

- ・個人記録のデータは、個々人の年金の権利に結びつく記録であり、高い法的保護の対象である。従って、「一旦、免除の処理をした上で、後で免除の申請書が提出されなければ取り消す」など、事務上の都合で勝手に書き換えることは、絶対に許されるものではない。
- ・また、(1)の類型の事務処理のうち、本人の意思確認をせずに申請書を作ったものは、事務処理上の書類という意識であったとしても、常識では考えられない行為である。

## 2. 社会保険庁における法令遵守徹底の取組について

- 今回のような問題が二度と生じることがないように、組織内において再発防止の仕組みを整備する必要があり、その一環として、平成16年10月に設置された法令遵守委員会について、平成18年7月1日より、以下の通り、その機能の強化等を図ることとしている。

### (1) 法令遵守委員会（本庁）による調査等の範囲の拡大

社会保険事務所及び地方社会保険事務局の事務手続における法令違反の疑い等について、これまでに行ってきた職員からの内部通報に加え、以下の情報についても必要な調査を行うとともに、調査結果に基づく措置について協議を行うこととする。

- ① 外部（職員以外の者）からの通報（サービス推進課に設置する法令違反通報窓口への通報等）
- ② 社会保険事務所から報告される各種の事件・事故・事務処理誤り

### (2) 各地方社会保険事務局における法令遵守委員会の設置

本庁に加えて、各社会保険事務局においても法令遵守委員会を設置し、本庁の法令遵守委員会と連携しつつ、以下の事項等について対応する。

- ① 法令遵守委員会（本庁）が決定した是正措置、再発防止措置等の実施の徹底
  - ② 本庁に報告された事件・事故・事務処理誤りの事案の調査及び調査結果に基づく措置の検討（既に対応事例があり、本庁の法令遵守委員会による対応が必要でない事案に限る。）
- 職員においては、上記の法令遵守委員会の枠組みを理解した上で、職員の職務上の行為に関し、法令違反の疑いのある事実を知った場合には、速やかに通報しなければならない。